

別記
第一号様式（投票用紙の様式）（第三条関係）

最高裁判所裁判官国民審査投票

都（道）府（県）
市（区）
村
理 委 員 会 印 管

○ 注 意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。

二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

										×を書く欄	裁判官の氏名
											甲野乙郎

備考

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会（特別区の選挙管理委員会を含む。別記第二号様式その一備考第一号において同じ。）の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 三 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができるものと認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民

審査」等と記載しなければならない。

五 第一条に規定する場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。